

税務システム標準仕様書【第1.0版】



令和3年8月
総務省自治税務局

税務システム標準仕様書【第1.0版】

- 「新経済・財政再生計画改革工程表(2019)」及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日・閣議決定)において、個人住民税、法人住民税、軽自動車税及び固定資産税に係る情報システムについて、令和2年夏以降、住民記録システムの成果も反映し、標準仕様書の作成を進めることとされた。
- これを受け、税務システム等標準化検討会(座長:庄司昌彦武蔵大学社会学部教授)を開催し、令和2年6月以降、標準仕様書の検討を重ねてきた。
- 本仕様書は、同検討会に設置されたワーキングチーム(個人住民税WT、法人住民税WT、軽自動車税WT、固定資産税WT及び収滞納管理WT)における議論や、全国の市区町村及び一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)への意見照会結果を基に、第1.0版として取りまとめたもの。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)においては、標準化対象事務について、所管大臣が標準化基準を定め、地方公共団体は、標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならないこととされている。
- 今後、本仕様書に、デジタル庁において作成予定のデータ要件・連携要件を踏まえた改定等を加えた上で、総務省令として「標準化基準」を策定。その後も、毎年度の税制改正を踏まえた改定を実施。

本仕様書の構成

- 第1章 本仕様書について 一本仕様書の背景、目的、対象等を説明
- 第2章 業務フロー等 ーモデル的な業務フロー及び業務フローに示すタスクを整理したツリー図を提示
- 第3章 機能要件 ー各業務を実施するために必要な機能要件を規定
- 第4章 帳票要件 ー各業務を実施するために必要な帳票要件や帳票印字項目・諸元、帳票レイアウトを規定
- 第5章 その他要件 ーデータ要件・連携要件及び非機能要件について、デジタル庁等が策定するものに準じる旨規定
- 第6章 用語 ー本仕様書で使用している用語を定義
- 参 考 業務概要全体図及びシステム構成図

標準仕様書の対象地方団体及び対象税目

○ 本仕様書は、市区町村が行う個人住民税、法人住民税、軽自動車税及び固定資産税の賦課徴収に係る市区町村の情報システムを対象とする。

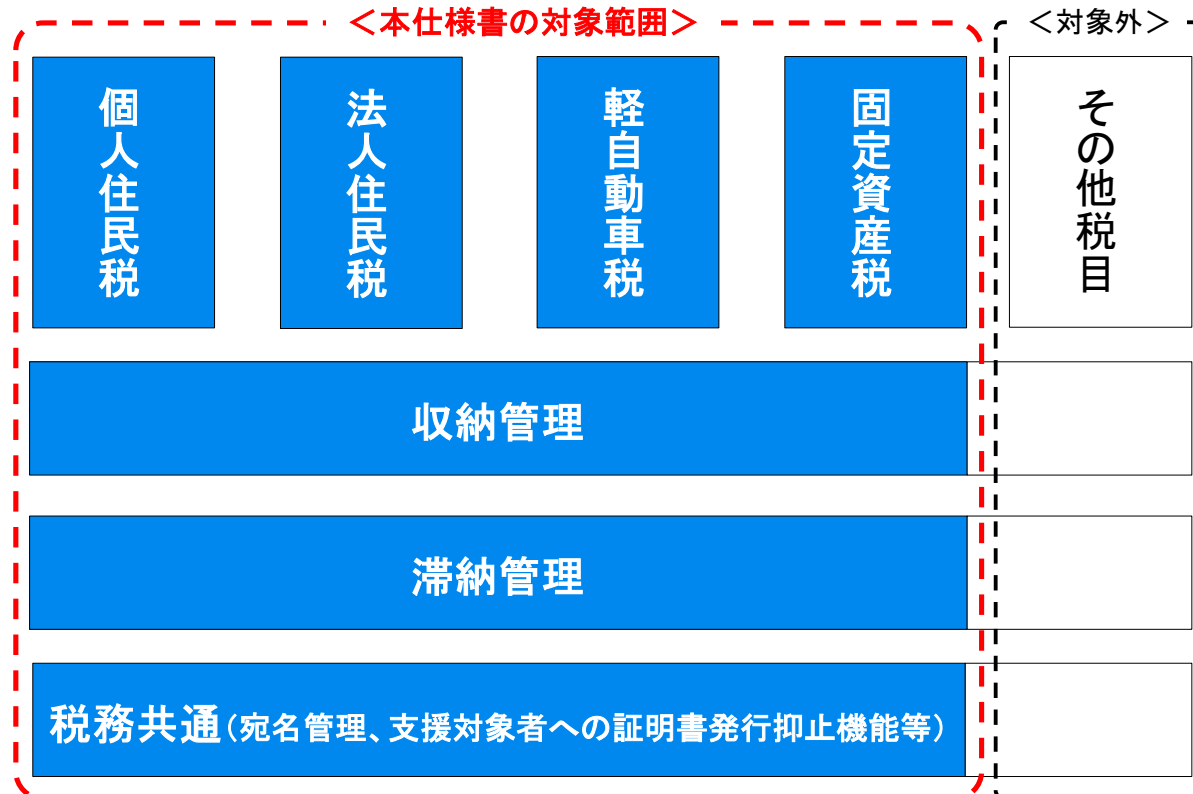
※1 いわゆる「課税システム」に加え、上記税目に係る収納管理及び滞納管理システムに係る機能等も定義。

※2 上記税目に関しては、一部都道府県が行う事務もあるが、本仕様書の対象外。

※3 税務事務を補助するために導入されているサブシステムは本仕様書の対象外。

※4 個人住民税と合わせて賦課徴収する森林環境税(令和6年1月1日施行)に係る要件について、今後の改版に合わせて定義予定。

■対象範囲(イメージ)



機能要件

- 各業務を実施するために必要な機能について、【実装すべき機能】、【実装してもしなくても良い機能】及び【実装しない機能】の三類型に分類して定義。また、行政区の管理など、指定都市特有の機能については、指定都市要件として定義。
- 地方税においては、税率や減免、納期など、各地方団体の判断に委ねられている事項も多く存在。これらについては、パラメータ処理により対応することを基本とするが、これによりがたい場合には、標準準拠システムとは別にシステムを構築して情報連携するアドオンにより実現することを想定。
- 作成に当たっては、地方団体及び事業者の意見を踏まえ、現在の実務や業務システムの実態を踏まえた機能要件とするとともに、デジタル社会においてあるべき姿を踏まえた新機能(eLTAXを活用した電子納税の拡大、地方税統一QRコードを活用した地方税の収納、軽自動車税関係手続きの電子化等)に係る要件を盛り込んでいる。

■機能要件(軽自動車税の例)

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
1. 軽自動車税(種別割)基本情報管理(当初課税・税額変更)					
1.1. 車両台帳情報管理					
1.1.1.	車両情報管理 車両情報の管理(設定・保持・修正)ができること。 <車両情報> 軽自管理番号、車両番号(標識番号)、異動年月日(登録年月日や取得年月日)、種別、燃料の種類、型式認定番号、型式、年式、車名、車両の通称名、排気区分、総排気量又は定格出力、原動機の型式、車体の形状、営業用・自家用区分、用途、車台番号、初度検査(届出)年月、所有形態区分、被けん引車両情報(該当区分・車輪数)、メモ	車両情報の管理(設定・保持・修正)ができること。 <車両情報> フルアシスト自転車 該当区分、試乗車区分、受付拠点、入力拠点、改造情報(改造内容・改造作業者)、一括納税対象車両区分		・フルアシスト自転車該当区分には、電動キックボードや電動スクーターを含む。 ・車輪数について、種別に含めて管理する方法も可とする。 ・受付拠点は、住民からの標識交付申請や廃車申告等の受付を行った拠点を指す。 ・入力拠点は、軽自動車税システムへ申告情報等の入力を行った拠点を指す。	税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。 上記のうち、原則として「軽自動車税(種別割)申告書(報告書)(第33号の4の2様式(第16条関係))」及び「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33号の5様式(第16条関係))」の記載項目については、実装すべき機能(実装すべき管理項目)とし、当該項目以外については実装してもしなくても良い機能(実装してもしなくても良い管理項目)としている。 (以下略)

機能要件一覧(1/4)

個人住民税

大分類	中分類
1. 個人住民税基本情報管理	1.1. 基本情報管理
	1.2. 給与支払報告書(総括表)作成管理
	1.3. 申告書作成管理
	1.4. 申告情報等登録処理
2. 当初課税準備	2.1. 所得・税額決定
	2.2. 扶養・控除対象配偶者の確認
	2.3. 住登外課税処理
	2.4. 転勤退職処理
3. 更正	3.1. 未申告・修正申告処理
	3.2. 調査課税処理
	3.3. 減免処理
	3.4. 特別徴収異動処理
	3.5. 年金特徴異動処理
	3.6. 更正(当初・例月)処理
	3.7. その他更正処理
4. 交付	4.1. 給与特別徴収税額通知発行
	4.2. 普通徴収納税通知発行
	4.3. 年金特別徴収通知発行
	4.4. 通知書再発行
	4.5. 証明書発行
	4.6. 発行情報管理
5. 照会	5.1. 他団体等への照会
	5.2. 他団体等からの照会
6. 調定・統計	6.1. 調定処理
7. 賦課情報等受渡	7.1. 賦課情報等受渡
8. 検索	8.1. 検索
9. その他	9.1. その他

法人住民税

大分類	中分類
1. 法人基本情報管理	1.1. 基本情報登録・修正
2. 申告書受付	2.1. 申告案内・納付書作成
	2.2. 申告書登録・課税作成
	2.3. 都道府県連携・申告是認
3. 更正・決定	3.1. 更正・決定処理
4. 未申告調査	4.1. 未申告法人調査
5. 証明書発行	5.1. 証明書発行
6. 減免	6.1. 減免基本情報管理
7. 調定処理・統計資料作成	7.1. 調定処理
	7.2. 調定表作成
	7.3. 統計表作成
8. システム共通	8.1. 検索
	8.2. 保守機能
	8.3. 他システム連携

機能要件一覧(2/4)

軽自動車税

大分類	中分類
1. 軽自動車税(種別割) 基本情報管理 (当初課税・税額変更)	1.1. 車両台帳情報管理
	1.2. 異動情報登録処理
	1.3. J-LIS(軽自動車検査情報市区町村提供システム)連携
	1.4. 異動履歴等管理
2. 当初課税	2.1. 当初課税処理
3. 税額変更	3.1. 税額変更申告受付処理
	3.2. 減免処理
	3.3. 税額変更処理
	3.4. その他税額変更処理
4. 交付	4.1. 納税通知発行
	4.2. 各種通知発行
	4.3. 証明書等発行
	4.4. 発行管理
5. 照会	5.1. 物件照会
	5.2. 収納状況照会
6. 調定	6.1. 調定処理
7. 検索	7.1. 検索
8. その他	8.1. システム管理
	8.2. その他機能

固定資産税

大分類	中分類
1. 土地管理	1.1. 土地登記情報マスタ管理
	1.2. 土地(補充)課税台帳管理
2. 家屋管理	2.1. 家屋登記情報マスタ管理
	2.2. 家屋(補充)課税台帳管理
3. 償却資産管理	3.1. 償却資産課税台帳管理
4. 納税義務者管理	4.1. 納税義務者マスタ管理
	4.2. 共有者管理
5. 特例・非課税類型マスタ管理	5.1. 特例・非課税類型マスタ管理
6. 賦課処理	6.1. 税率等の設定
	6.2. 名寄処理
	6.3. 当初賦課処理
	6.4. 負担調整措置
	6.5. 更正(税額変更)処理
	6.6. 調査課税処理(償却資産)
7. 減免等処理	7.1. 減免類型マスタ管理
8. 交付	8.1. 通知書・納付書発行
	8.2. 証明書発行
9. 調定・統計	9.1. 調定処理
	9.2. 固定資産税関係統計資料
10. 履歴・検索・照会	10.1. 履歴・検索・照会
11. 都市計画税	11.1. 都市計画税

(注) 土地評価及び家屋評価に係る要件(評価調書の作成・発行、評価額の計算など)は本仕様書の対象外。

機能要件一覧(3/4)

収納管理

大分類	中分類
1. 賦課・収納情報管理	1.1. 賦課・収納情報管理
2. 収納	2.1. 入金・消込処理
	2.2. 口座振替処理
	2.3. 軽自動車税(種別割)一括納税
3. 還付充当	3.1. 過誤納対象者抽出
	3.2. 充当処理
	3.3. 還付処理
4. 滞納整理	4.1. 延滞金処理
	4.2. 督促処理
5. 決算	5.1. 繰越処理
	5.2. 調定処理
6. 交付	6.1. 納付書等発行(再発行)
	6.2. 証明書発行
7. 統計	7.1. 統計資料作成
8. その他	8.1. 他業務システム連携
	8.2. 納付義務者の拡張管理
	8.3. 検索
	8.4. その他

滞納管理

大分類	中分類
1. 滞納情報管理	1.1. 滞納情報管理
2. 滞納整理	2.1. 滞納情報管理
	2.2. 催告処理
	2.3. 交渉・臨戸処理
	2.4. 分割納付処理
	2.5. 徴収(換価)猶予処理
	2.6. 納付受託処理
	2.7. 財産調査処理
	2.8. 滞納処分処理
	2.9. 公売管理
	2.10. 執行停止処理
	2.11. 時効処理
	2.12. 不納欠損処理
3. 交付	3.1. 納付書等発行(再発行)
4. その他	4.1. その他
	4.2. 他業務システム連携
	4.3. 検索

機能要件一覧(4/4)

税務共通

大分類	中分類
1. 共通機能	1.1. 管理項目
	1.2. 検索・照会
	1.3. 抑止設定
	1.4. 端数処理・税額計算
	1.5. 証明・通知
	1.6. 返戻・公示送達
	1.7. 連携
	1.8. 共通管理
	1.9. エラー・アラート項目
	1.10. 様式・帳票出力
	1.11. データ要件 ※デジタル庁策定予定
	1.12. 文字 ※デジタル庁策定予定
2. 非機能要件	※デジタル庁等策定予定

帳票要件

- 業務を実施するために必要な帳票の要件を規定。【実装すべき帳票】及び【実装してもしなくても良い帳票】について、帳票の概要(帳票の用途)、出力条件等を規定した上で、必要な帳票に関しては帳票印字項目及び帳票レイアウトを定義。
- 地方団体から納税義務者や外部機関に通知・送付する外部帳票のうち、納税義務者や外部機関が複数の地方団体から受け取ることが想定されるものについては、省令様式や基準となる様式が存在しないものであっても、帳票レイアウトを定義。 ※現時点において作成中の帳票もあり、今後の仕様書改版に合わせて見直し予定。
- 他方、地方団体が内部事務で使用する内部帳票については、帳票の用途等のみを明示し、帳票印字項目及び帳票レイアウトは定義していない。
- 各地方団体においては、事業者のパッケージシステムにて提供される帳票をそのまま利用。

■税目ごとの帳票例

税目	外部帳票	内部帳票
個人住民税	所得証明書、扶養調査に関する照会文書	給与支払報告書媒体提出事業所リスト、調定表
法人住民税	減免決定通知書、更正決定通知書	法人基本情報異動リスト、法人台帳
軽自動車税	減免決定通知書、標識交付証明書	車検証データ取込済みリスト、車両一覧
固定資産税	納税通知書、公課証明書	課税標準額の特例措置リスト、 更正(価格・賦課)決定決議書
収納管理	口座振替済通知書、督促状、納付書	口座振替開始通知出力リスト、収入額集計表
滞納管理	差押書(不動産)、交付要求通知書	送達一覧(差押(不動産))、交渉経過一覧

(注) 上記に例示している外部帳票は全て帳票レイアウトを定義。

No.2_更正決定通知書

123-4567

●●●●●市●●●●●1丁目1番地

●●●●ビル1F

株式会社 ●●●●●様

(記号)第 号
令和●●年●●月●●日

●●●●●長(職務代理者)

印

カスタマーサービス

法人●●●●●民税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。

更正決定事由	地方税法●●●●●条 による更正 (例) 分割基準の修正による税額の変更	法人税の 修正・更正日	令和●●年●●月●●日
法人管理番号	123456789012345 法人番号 1234567890123	申告区分	確定申告
事業年度	令和●●年●●月●●日から 令和●●年●●月●●日まで		
法人名	株式会社 ●●●●●		
所在地	●●●●●県●●●●●市●●●●●1丁目1番地 ●●●●●ビル1F		

区 分	更正・決定前	更正・決定後
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	1,122,964,000 円	1,133,964,000 円
分割基準	2,500/2,500	2,500/2,500
課税標準額	1,122,964,000 円	1,133,964,000 円
税率	10.0 / 100	10.0 / 100
法人税割額	112,296,400 円	113,396,400 円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	241,000 円	241,000 円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	242,000 円	342,000 円
外国の法人税等の控除額	243,000 円	243,000 円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	244,000 円	244,000 円
差引法人税割額	111,326,400 円	112,326,400 円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	245,000 円	245,000 円
納付すべき法人税割額	111,081,400 円	112,081,400 円
均等割月数	12 / 12	12 / 12
納付すべき均等割額	3,600,000 円	3,600,000 円
合計税額(①+③)又は(②+④)	114,681,400 円	115,681,400 円
この通知により納付すべき又は還付(△印)する税額(⑥—⑤) ⑦)		1,000,000 円
⑦の内訳	法人税割額(②-①)	1,000,000 円
	均等割額(④-③)	0 円

指定納期限 令和●●年●●月●●日

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に●●●●●に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に●●●●●を被告として(●●●●●長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を待たなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を待ないことにつき正当な理由があるときは、判決を待ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【お問合せ先】

〒XXXX-XXXX ●●●●●県●●●●●市●●●●● 1-1-1

●●●●●役 ●●●●●民税課 課税係

TEL 111-1111

帳票レイアウト(法人住民税の更正決定通知書の場合)